

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第2回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和7年2月5日（水） 午前9時から午前10時50分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員3人（児玉委員長、佐久間委員、長瀬委員） 事務局4人（丸山契約検査課長、高橋主幹兼課長補佐、百瀬係長、佐藤主任） 文化財課3人（藤原課長、木内主幹兼課長補佐、平野主任） 財産管理課3人（袴田主査、藤猪主任、橋本主事） 産業振興課2人（大瀧課長、鍋島係長） 長寿はつらつ課3人（濱福祉部次長兼長寿はつらつ課長、矢板橋係長、江原主査） 欠席者なし	
議題	1 入札等の審議について 2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について 3 次回の会議等について	
会議資料	抽出案件説明書 入札及び契約手続きの運用状況の報告	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・会議公開の決定
- ・傍聴者の有無の確認
- ・各委員の除斥確認

【議題1 入札等の審議について】

案件名：博物館外壁等改修工事

（担当課：文化財課、財産管理課）

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

（佐久間委員）

入札価格が4者とも応札率91.28%から91.90%で、基本的にはほとんど同じような金額であるが、これについては、令和5年度に工事設計業務委託を行って、工事の設計積算を行い、かつ設計金額を公表しているということで、このような設計した金額になったということによろしいか。

（佐藤主任）

設計金額は、公表している。告示書に記載し、ホームページや入札情報公開システムで公開している。

（佐久間委員）

では、設計金額が公表されて、応札率について、1者から4者の間で、小数点以下を排除すると91%でほぼ同じであるが、それに関しては特に問題ないということによいか。

（丸山課長）

今回は、一般競争入札ということで設計金額を公表しており、その中身である仕様書についても公表している。どんな工事でどういう設計であるかということについて、内訳までは載っていないが、その項目は仕様書に記載して公表している。それを基に各事業者が積算すると思うが、それがたまたま近い額になったと考えている。

事務局としては、各事業者が仕様書を見て設計し、入札額を算出した結果、近い額になったものと考えている。

（高橋主幹兼課長補佐）

今回の博物館の改修工事は、屋上防水やタイルの改修など、比較的工種が少ない工事のため、事業者もある程度算出しやすいため、似たような価格になった可能性があると考えられる。

（佐久間委員）

承知した。

(長瀬委員)

今回のこの工事が、審議の対象になる抽出のポイントとして、朝霞市の発注工事実績が少ない週休２日制の工事であるためという理由があったが、これは週休２日制の工事だと、他の工事と何か違うということがあるのか。

(丸山課長)

週休２日制工事は、朝霞市では今年度から始めた制度である。建設業は、労働環境が厳しいので、週に２日休みを取得して、適切に施工する工事として発注をしているところである。これまでは、土日も関係なく工期の中で工事を終わらせれば良かったが、土日必ず休む、もしくは、その週に必ず２日休むという制度のため、他の工事と比較すると工期も延びることになり、事業者として、人手が取られるなどの影響が出ると考えている。発注者としても、計画的にこの時期までには工事を終わらせたいという考えがあっても、機材をリースしたり、工期を長く取る必要がある等、期間が延びたり、工事価格にも影響が出る。当然、人出も多く雇う必要があるため、通常の工事よりも、工期的なものや費用的な部分の負担が多くなるという点が通常の工事と異なるものである。

働き方改革の中で、少しでも働きやすい環境で工事を進めようという体制は、国も進めており、当市だけでなく、他の市町村でも実施している。期間面、費用面でリスクはあるが、働きやすい環境での工事の制度として発注しているところである。

(長瀬委員)

承知した。

(佐久間委員)

抽出案件説明書の備考について、変更契約が行われており、増額されているが、こちらの理由を教えてください。

(袴田主査)

この工事の主な改修内容は、外壁の改修、屋根面、屋根の防水の改修であり、屋根の改修については、屋根の一部の部分的な改修を見込んでいた。その理由としては、一部分だけ屋根がボコボコしていた状態だったためであるが、実際にその一部分を撤去してみたところ、想定より広い範囲で屋根の腐食が進んでいたため、施工範囲を拡大した。

工事範囲が拡大したことに伴う金額の増額と、契約工期の延長のため変更契約を行なった。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

博物館の運営状況について、工事期間中の開館状況についてお聞きしたい。

(藤原課長)

今回の工事は、内装に関する工事を行っていないため、外側に足場を設け、十分な安全対策を行い、休館せずに工事を行った。

(児玉委員長)

承知した。

先ほどの審議とも関わると思うが、屋根やタイル等の具体的な材料や品質について、設計段階で細かい部分まで指定していたのか、また応札の段階で各事業者がどの工事材料を使用するかということについて把握していたか確認したい。

(丸山課長)

入札の条件については、告示の段階で設計図書を公開している。工事の施工内容については、仕様書や図面において詳細に指定しており、その設計図書を見て、事業者が積算をして応札額を算出しているものととらえている。応札の段階では、工種ごとの内訳金額を記入した内訳書を提出することになっているが、入札の時点では、その事業者が具体的にどの材料を用いて施工するかというところまでは、把握していない。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

事後審査型条件付一般競争入札では、落札候補者に対して審査を行うということだが、告示されてる内容と審査の結果について、特に問題がなかったということか。また、その書類についても確認をしたい。

(百瀬係長)

事後審査ということで、何を開札後に審査してるかというところであるが、資料の1ページ中段に、入札参加資格として①から④まで記載をしている参加資格について審査している。これは、あらかじめ必要な参加資格として公告しているものである。

入札に参加し、札を入れた段階ではその者が本当にこの参加資格に合致するのかが分からないため、開札を行い、落札候補者になった事業者に対して、入札参加資格の条件を満たしているかということを確認するために、公告時に指定した様式を提出してもらっている。指定の様式のほかに、施工実績を確認するため、契約書の写しや工事登録データ等の書類を提出してもらい審査を行っている。今回も、開札後に当該事業者を審査し、入札参加資格の条件を満たしていることが確認できたため、落札決定という運びとなった。

(佐藤主任)

事後審査における様式については、入札関連例規に、事後審査型条件付一般競争入札実施要綱で定めている様式がある。事後審査の際に落札候補者から提出してもらう書類は、様式第2号と様式第4号であり、添付書類として施工実績の工事登録データ、当該工事の施工を担う技術者の国家資格証、雇用状況の確認資料等がある。

(百瀬係長)

様式第2号は、告示名や事業者名を記入するものであり、様式第4号が詳細な条件に関わる書類となっており、会社としての実績や技術者の情報を記入する欄を設けている。契約検査課が事業者について審査した内容を記録するものとして、様式第6号を作成している。

審査の方法としては、様式に示す9項目の資格要件について、公告で示した条件に合致しているか、当市の入札参加資格名簿の内容と相違がないか審査をしている。

(佐久間委員)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

案件名：令和6年度朝霞市経済波及効果分析業務委託
(担当課：産業振興課)

入札に関する事項について、事務局から説明。

業務内容について、担当課から説明。

(佐久間委員)

経済波及効果分析という業務は、これまでも実施してきたものなのか。

(大瀧課長)

過去に彩夏祭について実施したことがあるが、それ以外のイベントは今回が初めての
実施となる。

(佐久間委員)

設計金額はどのように算出したのか。

(鍋島係長)

積算については、事業者に参加の見積りの協力をお願いし、そこから必要な項目等を
抽出して積算をしたものである。

(佐久間委員)

その事業者は、今回の入札には入っているのか教えていただきたい。

(大瀧課長)

今回の入札に参加している。

(佐久間委員)

落札した業者であるか。

(鍋島係長)

落札した者とは異なる。

(佐久間委員)

承知した。

(長瀬委員)

過去に彩夏祭で同様の分析業務の委託を行ったということであるが、その業務の成果
物は、これまでどのような形で役立ててきたのか。また、この業務による変更点は具体的
にあるのか。

(鍋島係長)

過去に彩夏祭で行った調査は、朝霞市民まつりの実行委員会が実施したものであるが、報告書という形で調査結果が上がっており、その中で経済波及効果がかなり大きかったという結果を得ることができた。

(長瀬委員)

成果物を、今後公開、または市民が閲覧できるなどの取組を予定しているか。

(大瀧課長)

費用をかけて実施しているので、これだけ経済効果があったということについて、今後公表していきたいと考えている。

(長瀬委員)

承知した。

(児玉委員長)

彩夏祭は大変大きなイベントのイメージがあるが、それ以外のイベントの規模や効果について、どの程度と予想しているか。また、経済波及効果として産業連関分析のような形でやっていくのかと思っているが、朝霞市の産業として、例えば交通等のように、特に効果があると思われるものについて、予定や予測があれば教えていただきたい。

(大瀧課長)

まず、実施済みのイベントとして、彩夏祭については経済効果として31億円という測定ができています。また、前回に比べると、来場者は増えたが、消費する金額が減ったというような分析も出ています。次に実施したストリートテラスについては、来場者数が、彩夏祭が73万人に対して6万人という数値が出ており、経済効果としては、3億5,000万円という測定ができています。

また、その次に実施した冬のあかりテラスについては、参加人数が4万人で経済波及が1億6,500万円弱ということで、ここまでは結果が出ています。

これから分析を開始するどんぶり王選手権、黒目川花まつりについては、ほぼストリートテラスに近いような見込みを持っている。

公共交通の利用に関しては、当市は利便性が高いということで、特に彩夏祭は朝霞駅から近いところで実施になるため電車で来る方も結構多いと考えています。

他のイベントについても、基本的に駅から比較的近いところでの実施となるので、公共交通の利用については大変多いという分析をしています。

(児玉委員長)

先ほどの長瀬委員の質問とも関連するが、それだけの金額が出ていて、公的な機関としてこれだけ効果があるイベントを実施しているということなので、できれば、成果物としての結果報告書について市民の皆さんへ提供してほしいと思う。

(大瀧課長)

承知した。できるだけ公表するような形で実施していく。

(佐久間委員)

5者指名して、3者辞退したのはそれぞれ理由あると思うが、どのような理由かを教えていただきたい。

(百瀬係長)

資料4に、辞退届を集計したものを示しているが、事業者の辞退届によると、事業者の人員が確保できなかったというところが辞退の理由である。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

アンケート業務について、入札した事業者がアルバイト等を雇う形で実施しているのか。

(大瀧課長)

そのとおりである。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

案件名：要介護認定事務業務委託
(担当課：長寿はつらつ課)

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(長瀬委員)

随意契約の理由によると、このような認定業務を実施できる事業者は、埼玉県内には3者ぐらいしかないということであるが、要介護認定の事務というのは、この埼玉県内の中で、どれぐらい業務委託しているものなのか。

(矢板橋係長)

要介護認定の新規調査を含めた委託を行う場合は、介護保険法で定められた指定市町村事務受託法人でなければならないという制限があるため、当該業務委託については、把握している限り、埼玉県内で1市か2市程度である。県で認定を受けている事業者は、今回契約した事業者を除いて3者であるが、このうち1者については、所沢市の専属してる事業者のため、同じような委託をしているものと考えている。他2者は、埼玉県内の様々な市町村で実施している。また、新規申請以外の更新等の委託については、全国の市区町村で実施している。

(長瀬委員)

承知した。

(佐久間委員)

随意契約チェックシートの理由に、契約の準備期間中に指定市町村事務受託法人とし

て埼玉県から指定を受けることを条件に、契約を締結する旨の回答を得たと記入があり、これは契約の条件として埼玉県が指定をしないと業務を実施できないものと判断してよいか。また、指定されなかった場合は、その事業者とは契約を締結しないという結果になると思うが、朝霞市ではこれをどのような形で取り扱ったのか。

(矢板橋係長)

当然埼玉県の指定がないと、当該業務は実施できないものである。また、この業務については、4月からの契約としているが、本稼働というのは8月からとなる。4月から7月までは準備期間として、その間に指定を取ることを条件として契約している。もし万が一通らなかったら、それ以降の委託ができないので、多少のリスクは生じるが今回契約した事業者は、東京都等、他の都道府県で既に認可をされている事業所になるので、今回の契約締結については問題ないと判断した。

(佐久間委員)

埼玉県の指定を受けたということで間違いはないか。

(矢板橋係長)

そのとおりである。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

この契約は、要介護認定の事務的な処理についての業務委託ということでよろしいか。

(矢板橋係長)

要介護認定に至るまでの認定調査事務であったり、その他の審査会における照会事務等の業務委託である。

(児玉委員長)

指定された事業者について、指定に至るためにどういう能力が必要なのか。日本ビジネスデータプロセッシングセンターということで、データ加工専門の会社かと思うが、必要な資格はあるのかというところを教えてください。

(矢板橋係長)

介護認定調査を行う場合は、基本的には介護支援専門員等の資格が必要である。また、この事業者の特化しているところとして、調査票について独自にタブレットを用いて作成できるようにしているため、業務の効率化が図れているという部分がある。

(児玉委員長)

承知した。

また、今回業務委託として令和6年4月1日から令和7年3月31日までの契約としているが、今後、継続的に実施する方法はあるか。

(矢板橋係長)

次年度の契約では、長期継続契約を検討したが、現段階では長期継続契約を締結した

ときのメリットがあまりなかったため、次年度も単年度で随意契約をする予定である。今後、検討していく中で、長期継続契約の方が市にとって有利であるという判断ができた場合には、再検討していく。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

「見積もり合わせ記録表」について、設計金額に対し、応札額が100%であるが、積算方法を教えていただきたい。

(矢板橋係長)

設計金額については、委託業務内容の詳細を決める段階で、何度も精査を行い、いくつかのパターンで見積りを取得して設定したところである。また、設計金額を算定する上で、今回契約した事業者以外に、県内や他県で実績のある事業者に見積りの打診を行ったところ、見積りをもらえる状況ではなかった。

また、東京都の事業者にも見積りの協力依頼をしたが、この事業者は認定調査員を派遣する派遣会社という形の業務をメインとしており、概要説明の段階で想定より金額も高く、調査期間の短縮には繋がらないものと判断して、今回は1者での随意契約を実施した。

(佐久間委員)

資料を見る限り、事業者から提出された見積金額を、予定価格書に記入したと見受けられるが、それでよろしいか。

(矢板橋係長)

いくつかのパターンを検討した上での参考見積りなので、基本的にはその見積りにより設計金額を算出した。

(佐久間委員)

そのパターンについて、説明を求める。

(矢板橋係長)

認定調査だけではなく、他の自治体でも実施しているような長寿はつらつ課での窓口業務を一括して委託した場合や、業務の詳細業務を委託するかというような詳細なパターンのことである。

(佐久間委員)

つまり、事業者が提示した金額を設計金額としていっていると考えてよいのか。

(矢板橋係長)

他に比較できる事業者がなく、当該事業者との1者随契のため、事業者が示した見積金額のとおり、設計したものである。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

朝霞市の業務の委託ということで、この事業者が朝霞市として業務を行う権限、認定するといった手続きはあるか。

(矢板橋係長)

埼玉県での指定を必須としているため、朝霞市では特に行っていない。県に登録することによって、朝霞市だけではなく、埼玉県内での活動ができるという体制である。

(児玉委員長)

承知した。

(長瀬委員)

この業務はどれぐらいの割合を委託するのか。朝霞市の要介護認定の事務の業務委託ということであるが、基本的には市で実施するということでよいか。

(矢板橋係長)

全部委託している。朝霞市の毎年の実施している介護認定に係る申請の状況を分析した上で、毎年5,000件以内というところで契約を締結している。毎年申請者数が増加しており、そのため5,000件あれば間に合うものと考えており、その基準で契約している。

(児玉委員長)

件数によって、見積額とかに影響が出てくるものなのか確認したい。

(矢板橋係長)

影響は出てくる。

(児玉委員長)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告

(佐久間委員)

入札不成立案件の中で、4件再度入札しているが、前期の7月と9月に行われた入札は、入札実施件数の入札完了件数に入ってるか。

(佐藤主任)

7月と9月に再度入札した件数は、完了件数に含めている。

(佐久間委員)

随意契約実施件数と、随意契約一覧表の件数が一致していないのはなぜか。

(佐藤主任)

随意契約一覧表は、担当課からの報告を基に作成しているが、入札不調後に 8 号で随意契約した案件について、報告漏れがあったものと考えている。

一覧表について適正な案件数に修正する。

(児玉委員長)

入札実施件数について、一般競争入札が 3 4 件、指名競争入札が 1 3 7 件であるが、この件数について、どのようにとらえているか。

(丸山課長)

朝霞市は一般競争入札は工事のみの実施のため、契約検査課の入札の件数としては、割合としては少なくなる傾向がある。また一般競争入札の金額が 1, 0 0 0 万以上のため、発注課が実施する件数によって、多少、前後するものである。当課としては、おおむね適正であると考えている。

(高橋主幹兼課長補佐)

一般競争入札については、結果一覧表に示すとおり、老朽化した水道管の布設替工事や、下水道の管更生工事等が、近年多い傾向にあるが、その工事の規模によって一般競争入札になるか指名競争入札になるか判断しているところである。

(児玉委員長)

近隣市で大きな事故があった場合、工事件数や金額が動くと思うが、緊急の場合も入札するものなのか、市の体制について問う。

(丸山課長)

緊急工事の場合には、競争入札ではなく、随意契約の扱いになる。

(児玉委員長)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題 3 次回の会議等について】

- ・開催予定日：令和 7 年 8 月 7 日（木）
- ・次回の審議案件の抽出：佐久間委員

(児玉委員長)

本日の会議は、以上とする。